

## 第3章 計画の内容

### 1 施策の体系

第3次始良市男女共同参画基本計画の推進により目指す始良市の姿

#### 基本目標

- 一人一人の人権が尊重され誰もが安心して暮らすことができる始良市
- 一人一人の人権が尊重され「個人の能力」が発揮されることによる多様性に富んだ活力ある始良市

#### 男女共同参画基本計画—施策の体系

【重点的に取り組むこと 1】		
男女共同参画を阻害する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた、あらゆる場における教育・学習、施策の推進		
取組の方向	男女共同参画施策	
1) 男女共同参画意識の定着を図る広報・啓発の推進、制度や慣行の見直し	1	男女共同参画についての市民の関心と理解を促進する広報活動の充実
	2	広く市民を対象とする男女共同参画に関する学習機会の提供
	3	男女共同参画の視点に立った施策の推進及び環境整備
	4	市役所における男女共同参画意識の定着を図る職員研修の充実、固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直し
	5	「相談」における男女共同参画の視点の浸透を図るため、各種相談を担う人への情報提供、学習機会の提供
2) 学校等における男女共同参画に関する教育・学習の推進	6	児童生徒の男女共同参画意識の浸透を図る人権・男女平等に関する教育・学習の充実
	7	「個人の能力発揮」による児童生徒の多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	8	教職員等学校関係者の男女共同参画に関する理解の推進を図る研修の実施等学習機会の提供
	9	子どもの男女共同参画意識に影響を及ぼす幼稚園教諭・保育士への情報提供、研修の実施等学習機会の提供
3) 家庭・地域における固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の見直しにつながる教育・学習の充実	10	生涯学習・社会教育・家庭教育における男女共同参画意識の浸透を図る教育・学習の充実
	11	地域で身近に男女共同参画を進めるための講座の実施等学習機会の提供
4) 性の多様性についての正しい理解を深める広報・啓発の推進	12	性の多様性に関する情報提供、学習機会の提供

【重点的に取り組むこと 2】		
誰もが、個人としての能力が発揮でき、多様で柔軟な働き方ができる就業環境の整備 ～始良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画Ⅰ～		
取組の方向	男女共同参画施策	
1) 誰もが「個人の能力発揮」が可能であるための雇用環境の整備促進	13	経営者・管理職等の意識改革、雇用慣行・職場風土改革に向けた情報提供・学習機会の提供
	14	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、非正規雇用労働者の雇用環境の整備促進に向けた関係法令、諸制度の普及・啓発
	15	「個人の能力発揮」を阻害するハラスメント防止対策、メンタルヘルス確保に向けた取組への支援
	16	女性の能力開発とデジタル分野に関する各種学習の情報の提供
	17	長時間労働の改善、育児休業・介護休業、年次有給休暇取得を進める意識啓発
2) 多様なライフステージに応じて、誰もが希望する仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備促進	18	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)*に関する意識の浸透を図る広報・啓発の推進
	19	農林水産業・商工業分野等の自営業における固定的な性別役割分担意識に基づく就業慣行・家庭生活の状況改善に向けた取組への支援
	20	多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実・利用促進
	21	男性の家事・育児等への参画促進を包括的に支援する取組の充実
	22	多様な働き方のニーズに対応する情報提供・相談支援
	23	市役所における、職員の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を図る取組の推進

【重点的に取り組むこと 3】		
政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ～始良市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画Ⅱ～		
取組の方向	男女共同参画施策	
1) 働く場における経営・方針決定過程への女性の参画拡大を図る取組への支援	24	中小企業における管理職等への女性の参画拡大を図る取組への支援
	25	行政分野における審議会等委員等への女性の登用推進
	26	市役所における管理職等への女性の登用推進
	27	農林水産業・商工業分野等の自営業における経営、方針決定過程への女性の参画促進を図る取組への支援
	28	女性の人材育成を図る実践的・包括的学習機会の提供

【重点的に取り組むこと 4】 男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶		
取組の方向	男女共同参画施策	
1) 性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない社会環境の醸成を図る取組の推進	29	性別に起因するあらゆる形態の暴力を容認しない意識の定着を図る広報・啓発
	30	子どもや若年層の被害の未然防止及び被害者支援の基盤となる啓発
	31	性暴力・性犯罪、ストーカー行為の被害者支援に向けた関係機関との連携強化を図る体制の充実
	32	あらゆる場におけるセクシュアルハラスメントの防止・被害者支援に向けた基盤づくり
2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援体制の充実	33	被害者の安心と安全を確保する適切・迅速な保護対応の充実
	34	被害者の早期発見に向けた相談につながりやすい環境づくり
	35	配偶者からの暴力による子どもへの影響に対する支援
	36	交際相手からの暴力(デートDV)*の被害者支援
	37	相談スキルの向上を図る研修の実施、相談体制の充実
	38	被害者の生活再建に向けた支援
	39	「始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく総合的取組

【重点的に取り組むこと 5】 男女の人権の尊重を踏まえた生涯を通じた健康支援		
取組の方向	男女共同参画施策	
1) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ*を踏まえた、妊娠・出産等に関する健康支援	40	妊娠・出産・育児期における健康支援
	41	性に関する正しい理解促進に向けた教育の推進、広報・啓発
2) 生涯にわたる男女の健康の包括的支援	42	疾患の早期発見に向けた検診受診率向上、予防等についての啓発
	43	市民一人一人の健康意識の向上に向けた広報・啓発
	44	男女の身体的差異やニーズの違いを踏まえた健康づくりへの支援
	45	スポーツ活動・運動を通じた健康づくりへの支援

【重点的に取り組むこと 6】		
男女共同参画の視点に立った、生活上の困難や課題を抱える人々への支援と多様性を尊重した環境の整備		
取組の方向	男女共同参画施策	
1) 様々な要因により複合的に困難な状況にある一人一人の生活の安定と自立に向けた包括的な支援	46	ひとり親家庭等の個々の多様な状況に応じた包括的な支援
	47	障がいのある一人一人の多様な状況に応じた包括的な支援
	48	高齢者一人一人の多様な状況に応じた包括的な支援
	49	子どもや若者一人一人の多様な状況に応じた包括的な支援
	50	外国人・性的少数者*であること等により複合的に困難な状態にある一人一人の多様な状況に応じた包括的な支援
2) 潜在的なニーズに対応した、誰もが安心して暮らすことができる生活基盤の充実を図る取組の推進	51	潜在する傾向にある相談支援のニーズへの対応
	52	一人一人の人権が尊重される生活環境の整備に向けた、市民一人一人の男女共同参画意識の浸透を図る啓発
	53	子育て・介護に係る困難を包括的に支える基盤整備
	54	地域の人々や様々な主体との連携・協働による切れ目の無い支援体制の整備

【重点的に取り組むこと 7】		
男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進		
取組の方向	男女共同参画施策	
1) 多様な人々による地域づくりへの参加を進める取組の推進	55	自治会・校区コミュニティ協議会における方針決定への女性の参画拡大に向けた取組への支援
	56	各種機関、団体、組織等における方針決定への女性の参画拡大に向けた広報・啓発
	57	地域コミュニティで男女共同参画を進めるための学習機会の提供、相談支援
	58	地域コミュニティにおける協働の手法を活用した地域づくり活動への支援
	59	男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりを担う地域生活に身近で実践的な人材の育成
2) 地域防災分野における取組の推進	60	地域防災に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	61	消防団活動への女性の参画拡大に向けた広報・啓発
	62	災害等により直面する複合的に困難な状況における男女の多様なニーズの違いへの対応

## 2 施策の内容

### 重点的に取り組むこと 1

男女共同参画を阻害する固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた、あらゆる場における教育・学習、施策の推進

#### 【現状と課題】

男女共同参画の視点から社会の制度や慣行を見た場合、明示的に性別による区分を設けていなくても、男女の置かれている立場の違いなどを反映し男女に中立に機能しないことで、個人の生き方を制約し個性や能力の発揮を妨げ、本来尊重されるべき性別にかかわらず多様な生き方の選択に影響を及ぼすなど、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっているものがあります。

このような制度や慣行の多くは、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)などを要因に、長年にわたり形成されてきたものであり、暮らしの隅々に関わっていることから、人々の意識にも大きく影響しています。

本市の意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、「否定的」な人の割合(63.0%)が「肯定的」な人の割合(32.8%)より30.2ポイント高くなっています。また、前回意識調査と比較すると「否定的」な人の割合が、12.9ポイント増加しており、意識の変容がうかがえます。

一方で、「男女の地位の平等感」については、「家庭」「職場」「地域社会」など全ての分野で、「男性優遇」感が、「女性優遇」感を上回っており、特に「家庭」「職場」「地域社会」においては、約5割、「社会通念・慣習・しきたり」「政治の中」においては7割以上の人々が「男性優遇」であると感じています。

このような現状を踏まえ、「(男女の)事実上の平等」を目指す男女共同参画社会の形成の促進に向けて、家庭・職場・地域等において、その阻害要因となる固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに向け市民一人一人が、男女共同参画を自分のこととして認識し、個々の主体的な取組として広がるよう、積極的な広報・啓発を推進します。

子どもから高齢者まで広く市民に男女共同参画意識の定着を図るため、人々の意識形成に大きな影響を及ぼし、男女共同参画社会の形成の基礎となる教育・学習の更なる充実を図ることが重要です。

また、意識調査によると「性的指向、性自認\*」の認知度は6割を超えていましたが、「アウトティング\*」の認知度が3割に届かない結果は、個人の尊厳に関わる人権課題として認知が図られていないことが伺えます。

多様な性のあり方が尊重され、「性的指向・性自認」を理由とする偏見や差別の解消が図られるよう性の多様性についての正しい理解の促進を図る広報・啓発、学ぶ機会の提供に取り組むことが必要です。

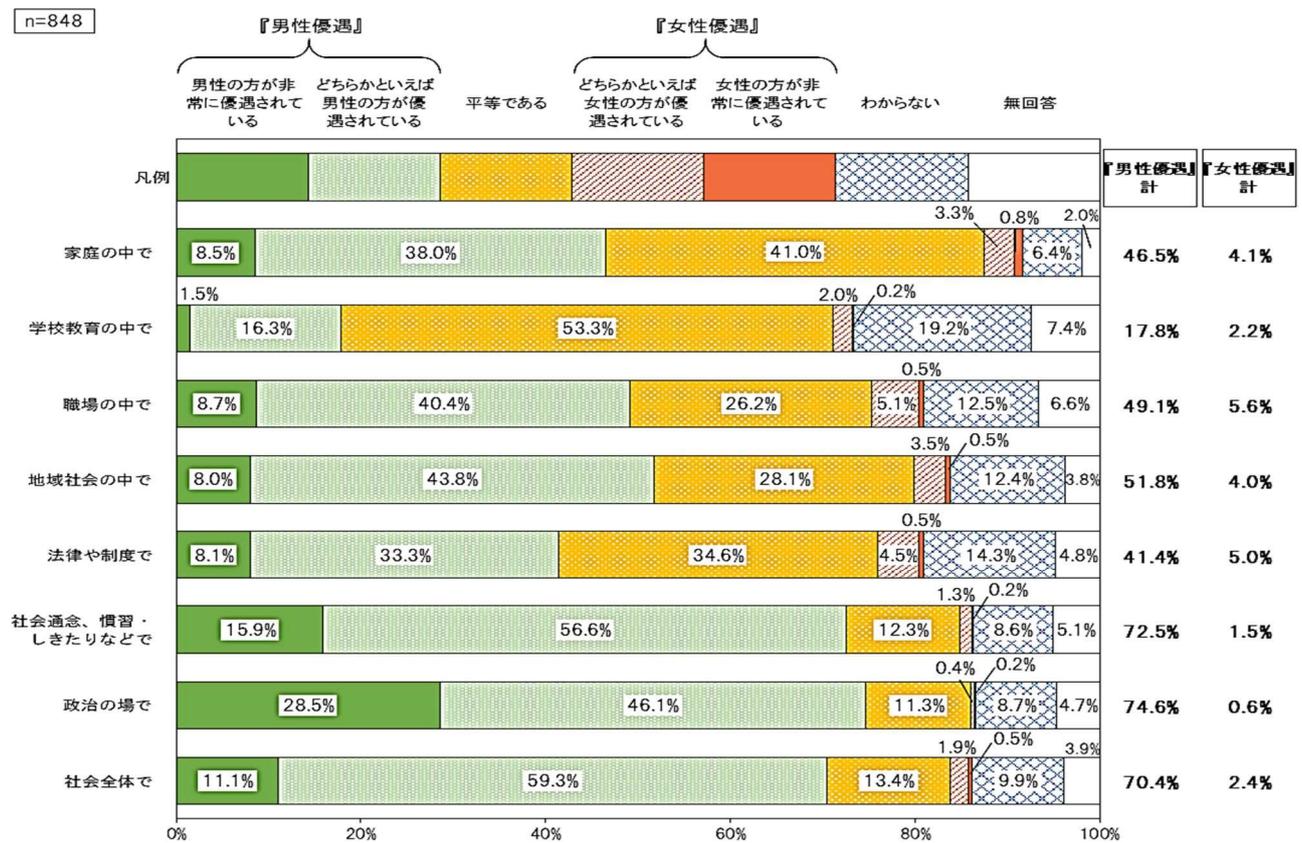
【固定的な性別役割分担意識の状況】(出所)令和4年実施・始良市男女共同参画社会についての市民意識調査

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

		令和4年
賛成・どちらかといえば賛成と答えた人の割合	総計	32.8%
	男性	37.7%
	女性	29.7%
反対・どちらかといえば反対と答えた人の割合	総計	63.0%
	男性	58.5%
	女性	65.9%

【男女平等の意識について】

(出所)令和4年度始良市男女共同参画社会についての市民意識調査報告書



【取組の方向 1】 男女共同参画意識の定着を図る広報・啓発の推進、制度や慣行の見直し

男女共同参画施策	内容	担当課
<p>1 男女共同参画についての市民の関心と理解を促進する広報活動の充実</p>	<p>条例第12条第3号(理解を深めるための広報活動)の規定に基づき、広報紙、市ホームページなど様々な広報媒体を活用して、市民が男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を展開します。</p> <p>実施に当たって、条例の基本理念を踏まえ、第3次始良市男女共同参画基本計画の周知、幅広い世代への情報アクセスについての工夫を行います。</p> <p>人権に関する研修等においては、条例第3条第1項(男女の人権の尊重)の規定に基づく性別に起因するハラスメント等「個人の尊厳」に関わる人権課題をテーマとする内容で実施することや、個別の人権課題に関する研修等の内容には、性別による差別や偏見が複合差別の基底にあることに配慮を行い、市民の人権意識の浸透に取り組みます。</p> <p>研修等の企画担当者や外部講師等関係者に、条例第3条第1項(男女の人権の尊重)の理念についての周知を図り、多様な立場にある人が学習に参加できる機会が確保されるよう配慮します。</p>	<p>企画政策課 秘書広報課 議事庶務課 図書館事務局</p>
<p>2 広く市民を対象とする男女共同参画に関する学習機会の提供</p>	<p>男女共同参画についての正しい理解が、市民的広がりをもって促進されるよう、条例の基本理念(第3条第1項～第6項)を踏まえた講座等の実施による学習機会の提供に取り組みます。</p> <p>講座等の実施に当たっては、子どもから高齢者まで広く市民の参加を促進する工夫を考慮し、多様な立場にある人が学習に参加できる機会が確保されるよう配慮します。</p>	<p>企画政策課</p>
<p>3 男女共同参画の視点に立った施策の推進及び環境整備</p>	<p>市職員一人一人が男女共同参画について当事者意識を持ち、全庁的に男女共同参画への理解を共有し、男女共同参画の視点に立った施策の推進及び環境整備に取り組みます。</p> <p>毎年度、男女共同参画基本計画に基づく関連施策の進行管理を実施します。</p>	<p>庁内全課</p>

<p>4 市役所における男女共同参画意識の定着を図る職員研修の充実、固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直し</p>	<p>条例第4条(市の責務)の規定に基づき、市におけるあらゆる施策が、条例の基本理念を踏まえて行われるよう市職員の研修を実施します。また、市役所における固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行についての見直しを進めます。</p>	<p>企画政策課 人事課</p>
<p>5 「相談」における男女共同参画の視点の浸透を図るため、各種相談を担う人への情報提供、学習機会の提供</p>	<p>男女共同参画を阻害する行為や状況の早期発見・認知につながるよう、あらゆる分野における相談業務において条例第3条第1項(男女の人権の尊重)を基盤とする男女共同参画の視点の浸透を図り、相談の質の向上に努めます。</p> <p>そのため関係課・関係機関・団体等との連携を図り、相談を担当する市職員をはじめ人権擁護委員、民生委員・児童委員等各種相談を担う人への男女共同参画に関する情報提供、県・市等が実施する男女共同参画に関する研修等の学習機会の提供に取り組めます。</p>	<p>企画政策課 商工観光課 子どもみらい課 長寿・障害福祉課 学校教育課 社会教育課</p>

【取組の方向 2】 学校等における男女共同参画に関する教育・学習の推進		
男女共同参画施策	内容	担当課
<p>6 児童生徒の男女共同参画意識の浸透を図る人権・男女平等に関する教育・学習の充実</p>	<p>人権・男女平等に関する教育・学習において、固定的な性別役割分担意識、社会通念上の男性像・女性像が「(男女の)事実上の平等」の阻害要因であるという認識を踏まえることが大切です。</p> <p>児童生徒の発達段階に応じて男女共同参画の視点を踏まえた人権に関する学習を通して、自らが人権の主体であることに気づき、一人一人が自尊感情をもつとともに自己肯定感が培われるよう、条例第7条(教育の推進)の規定に基づき、条例第3条第1項(男女の人権の尊重)の理念を踏まえる教育の充実に取り組めます。</p> <p>取組に当たって、人権・男女平等に関する教育・学習を担う教職員等へ条例第3条第1項(男女の人権の尊重)の理念を基盤とする男女共同参画についての理解を深める学習機会の提供等を行います。</p>	<p>企画政策課 学校教育課 社会教育課</p>

<p>7 「個人の能力発揮」による児童生徒の多様な選択を可能にする教育・学習の充実</p>	<p>児童生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自らの進路や職業を主体的に選択できる能力・態度を身につけることができるよう、発達段階に応じたキャリア教育*の充実を図ります。</p> <p>取組に当たって、将来に向けたライフプラン・キャリア形成に関わる「女性活躍推進法」の趣旨、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の理念を踏まえた配慮を行います。</p> <p>また、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、自らの意思で多様な進路選択、職業選択ができるよう指導する教職員及び生徒への働きかけを行います。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>8 教職員等学校関係者の男女共同参画に関する理解の推進を図る研修の実施等学習機会の提供</p>	<p>教職員等教育活動に携わる人の男女共同参画意識及び教育活動全体を通じた運営の在り方など学校・学級環境は、児童生徒の男女共同参画意識に影響を及ぼすため、条例第7条(教育の推進)の規定に基づく教育・学習内容の充実を図られるよう、教職員等学校関係者への男女共同参画に関する研修の実施、県・市等が開催する講座等への参加促進に取り組みます。</p>	<p>企画政策課</p>
<p>9 子どもの男女共同参画意識に影響を及ぼす幼稚園教諭・保育士への情報提供、研修の実施等学習機会の提供</p>	<p>子どもの男女共同参画意識の形成においては、幼児期から子どもが接する大人の価値観等が大きな影響を与えます。</p> <p>特に、幼児期において教育・保育に携わる職員が、固定的な性別役割分担意識、画一的な男性像・女性像に基づいて子どもに接した場合や教育・保育機関の教育内容及び運営に同様の考え方が反映されている場合は、男女共同参画意識は浸透しにくいと考えられます。</p> <p>そのため、関係課・関係機関・団体との連携を図り、幼稚園・保育園における幼稚園教諭・保育士への男女共同参画に関する情報提供、県・市等が実施する研修等の学習機会の提供に取り組み、男女共同参画意識の浸透に努めます。</p>	<p>企画政策課 子どもみらい課 学校教育課</p>

【取組の方向 3】 家庭・地域における固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の見直しにつながる教育・学習の充実

男女共同参画施策	内容	担当課
<p>10 生涯学習・社会教育・家庭教育における男女共同参画意識の浸透を図る教育・学習の充実</p>	<p>生涯学習・社会教育・家庭教育において、関係課との連携を図り、固定的な性別役割分担意識や社会通念上の男性像・女性像のとらわれへの気付きを開く講座等の実施による男女共同参画に関する学習機会の提供や情報提供に取り組むとともに、様々な学習の実施に当たって、条例の基本理念に基づき、内容・広報に際しての表現等に、固定的な性別役割分担意識、画一的な男性像・女性像・家族像が助長されることのないよう配慮します。</p> <p>また、実施に当たっては、男性の参加促進を図り、多様な立場にある人が学習に参加できる機会が確保されるよう、配慮します。</p>	<p>商工観光課 社会教育課</p>
<p>11 地域で身近に男女共同参画を進めるための講座の実施等学習機会の提供</p>	<p>市民の暮らしに身近な自治会、校区コミュニティ協議会等における県・市等が実施する男女共同参画に関する講座等への役員等の参加促進を図り、地域における固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の見直しにつながる学習機会の提供に取り組みます。</p> <p>取組に当たって、コミュニティ施策との連携を図り、地域コミュニティづくりに男女共同参画の視点を踏まえる意義を明確にすること、暮らしに身近な生活課題に焦点を当て、人々の固定的な性別役割分担意識や社会通念上の男性像・女性像へのとらわれへの気付きが開かれるよう、講座の内容の充実を図ります。</p> <p>また、講座の実施に当たって、多様な立場にある人が学習に参加できる機会が確保されるよう、配慮します。</p>	<p>企画政策課 地域政策課</p>

【取組の方向 4】 性の多様性についての正しい理解を深める広報・啓発の推進		
男女共同参画施策	内容	担当課
12 性の多様性に関する情報提供、学習機会の提供	<p>多様な性の在り方が尊重され、性的指向・性自認に関する差別や偏見の解消が図られるよう、県・関係機関・関係課との連携を図り、地域・学校等への啓発、県・市、関係機関等が実施する講座等の学習機会の提供に取り組めます。</p> <p>取組に当たって、当事者の潜在化傾向に留意すること、実施する講座等の内容、広報の際の表現が、条例第3条第1項(男女の人権の尊重)の規定に基づく「個人の尊厳」を踏まえ、性の多様性についての正しい理解に基づき適切であるかについて配慮します。</p>	<p>企画政策課 学校教育課</p>